



生活再建住宅支援事業

東日本大震災により被災し、本市で住宅の新築や改修、宅地の復旧などをする人を対象とした事業です。

- ①住宅を新築する場合
バリアフリー構造……………最大90万円
県産材使用……………最大40万円
- ②住宅融資利子補給
新築および補修…当初5年間の利子を補給
既往債務……………5年分の利子を一括補給
- ③住宅を補修する場合……………最大30万円
- ④住宅を改修する場合
耐震改修……………最大60万円
バリアフリー改修……………最大60万円
県産材を使用した改修……………最大20万円
- ⑤宅地を復旧する場合……………最大200万円

<問い合わせ>
市都市計画課(0198-60-1521内線143)

被災住宅復旧助成事業

東日本大震災により被災し、市内で住宅の復旧(補修)工事をした場合、その費用を最大10万円まで補助します。

<問い合わせ>
市都市計画課(0198-60-1521内線143)

被災者住宅再建支援事業

東日本大震災により被災し、住宅を失った人が、市内で住宅を建築または購入した場合、最大100万円を補助します。 ※申し込み期限は平成31年3月31日まで

被災時の世帯者数が2人以上……………100万円
被災時の世帯者数が1人……………75万円

<問い合わせ>
市福祉課(0198-62-5111内線19)

空き家のリフォームを応援

空き家の有効活用と移住者の定住を促進するため、空き家のリフォーム工事に対して最大10万円を補助します。補助の対象となるのは、「で・くらす遠野」に登録された物件です。

<問い合わせ>
市連携交流課(0198-62-2111内線880201)

家を建てるなら、遠野。

複数の制度を組み合わせれば、さらにお得に！

条件が合えば、複数の補助制度を組み合わせられます。まずは、問い合わせください。

- 例1) 住宅に浄化槽を新設し、室内の壁紙を張り替えた場合 ※リフォーム、トイレの水洗化
快適住マイル応援事業+浄化槽設置補助金
=最大97万2,000円
- 例2) 震災により住宅が全壊し、銀行から融資を受けて住宅を新築する場合
※バリアフリー化、県産材使用、宅地復旧は含まない
生活再建住宅支援事業+被災者住宅再建支援事業
=最大230万円と利子補給

家を建てるなら、遠野。

住宅関連補助金制度を紹介します

障がい者向け住宅改修事業

体が不自由な障がい者が手すりの取り付けや段差の解消など住宅を改修する場合、最大40万円を給付します。

<問い合わせ>
市福祉課(0198-62-5111内線18)

浄化槽設置する人へ補助金

住宅に浄化槽を設置する場合、設置費用を補助します。2戸以上まとめて申請すると、助成額を上乗せします。

1戸……………62万5,000円
2～3戸……………65万7,000円
4～5戸……………66万円
20戸以上……………67万2,000円 } ※
※一戸あたりの額

<問い合わせ>
市水道事務所(0198-62-2111内線860353)

耐震診断・耐震改修補助事業

昭和56年5月31日以前に建てられた住宅の耐震診断および耐震改修工事費用を補助します。

①耐震診断をする場合
診断費用……………3,000円
②耐震改修工事をする場合
工事費用……………最大61万7,000円

<問い合わせ>
市都市計画課(0198-60-1521内線142)

快適住マイル応援事業

住宅のリフォームなどをする場合、工事費の一部を商品券で補助します。

- ①リフォーム……………最大10万円分
- ②トイレなどの水洗化……………最大20万円分
- ③子ども部屋増築……………最大20万円分
- ※商品券は▶すずらん商品券▶みずかみ商品券▶みやもりmm1商品券—から選択可能

<問い合わせ>
市都市計画課(0198-60-1521内線143)

要介護者向け改修補助事業

要介護者の生活環境を整えるためのリフォームに対し、工事費の9割相当額(最大36万円)を支給します。

<問い合わせ>
市長寿課(0198-62-5111内線26)